第１章　こども計画の策定にあたって

１　こども計画の概要

（１）計画の背景と趣旨

わが国では、2023 年（令和５年）の合計特殊出生率が 1.20、出生数 727,277 人と過去最低を更新しました。また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもへの貧困の連鎖などこどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」が 2022 年（令和４年）６月に公布、2023 年（令和５年）４月に施行され、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、同年 12 月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

本市では、2015年（平成27年）3月に「益田市次世代育成支援行動計画」を引き継ぎ、「益田市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：2015年度（平成27年度）から５年間）を策定しました。また、これに続き、2020年（令和2年）3月には、幼児教育・保育の無償化などの施策と共に、「地域とともに、子どもを安心して生み育てられるまち　益田」を基本理念に「第２期益田市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：2020年度（令和２年度）から５年間）を策定して取組を進めてきました。

この計画が 2024 年度（令和６年度）で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため 、「こども基本法」に基づき、「次期益田市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「益田市こども計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

なお、本計画については、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：エスディージーズ）」の考え方を活用し、経済・社会・環境の３つの側面がバランスよく達成されることを目指しています。

みんなで取り組む益田市版 SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals、エスディージーズ）とは 2015 年（平成 27 年）９月の国連サミットで採択された世界共通の「持続可能な開発目標」です。

本市ではこの SDGs の考え方を取り入れ、まちの将来像の実現に向け、地域課題を踏まえた益田市共通の目標となる「益田市版 SDGs」を設定しています。

本計画の基本理念を踏まえ、「益田市版 SDGs」のうち、①地域共生社会を実現しよう、③心身の健康と安心できる生活をみんなに、④子どもも大人も一緒に成長しよう、⑤「自分らしく」を尊重しよう、⑧「このまちで働きたい」をかなえよう、⑩平等なまちを実現しよう、⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも、⑯公平・公正と安心・安全をみんなに、⑰協働で目標や課題に取り組もう、の９つのゴールを意識しながら、施策を推進していきます。

■益田市版 SDGs

①地域共生社会を実現しよう

一人ひとりが抱える問題に寄り添い、市民みんなで地域共生社会を実現するまち

②地産地消でより豊かな生活を

地産地消により、生活の質が向上するまち

③心身の健康と安心できる生活をみんなに

生涯を通じて心身ともに健康で、子どもから高齢者まで安心して生活ができるまち

④子どもも大人も一緒に成長しよう

地域の中で子どもたちの「生きる力」を育み、大人も一緒に成長できるまち

⑤「自分らしく」を尊重しよう

性差に関わらず、誰もが自分らしく生活できるまち

⑥豊かな水辺環境を守ろう

高津川を始めとした美しい水辺環境がいつまでも残るまち

⑦自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちに

バイオマスなどの自然を活かしたエネルギーが供給できるまち

⑧「このまちで働きたい」をかなえよう

地域を支える産業が安定して営まれ、「このまちで働きたい」をかなえるまち

⑨時代に適応した産業・通信基盤をつくろう

先端技術を活用し、新たな時代に適応できる産業基盤や通信基盤が整備されたまち

⑩平等なまちを実現しよう

互いの人権を尊重し、誰もが暮らしやすい社会が実現するまち

⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも

地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまち

⑫資源ロスの少ないまちに

限りある資源を有効に活用した、ロスの少ないまち

⑬自然災害に強くしなやかなまちに

平時から自然災害に備え、災害が起こっても強くしなやかに対応できるまち

⑭豊かな日本海を守ろう

美しい日本海と、その恵みを活かした水産業が受け継がれるまち

⑮豊かな森林と美しい田畑を守ろう

豊かな森林・美しい田畑の景観と、その恵みを活かした農林業が受け継がれるまち

⑯公平・公正と安心・安全をみんなに

公平・公正で開かれた行政運営のもと、誰もが安心・安全を感じられるまち

⑰協働で目標や課題に取り組もう

市民みんなの協働により、あらゆる目標や課題に取り組むまち

益田市版 SDGs について
詳しくはこちら
（市公式ウェブサイト）

（２）益田市のひとづくりについて

本市では、「益田市ひとづくり協働構想」に基づき、「ひとが育つまち益田」の実現を目指し、未来の益田市を支える担い手（未来の担い手）、しごとの担い手、地域づくりの担い手（地域の担い手）を一体的に育成する取組を行っています。

特に、未来の益田市を支える担い手（未来の担い手）育成に関しては、益田市教育委員会が実施する「対話プラス」や「益田版・職場体験」等を通じて、地域の人々との関わりの中でこどもたちが「生き方」を学び、自ら地域の一員として積極的に関わることができるよう支援しています。

こうした取組により、未来を切り拓くための「生きる力」を育む「ライフキャリア教育」を推進しています。

これらの経験を経て成長したこどもたちが、ロールモデルとして次世代との関わりを深め、人材育成の循環「ひとづくりの環（わ）」を創出することを目指しています。

益田市のひとづくりのイメージ図

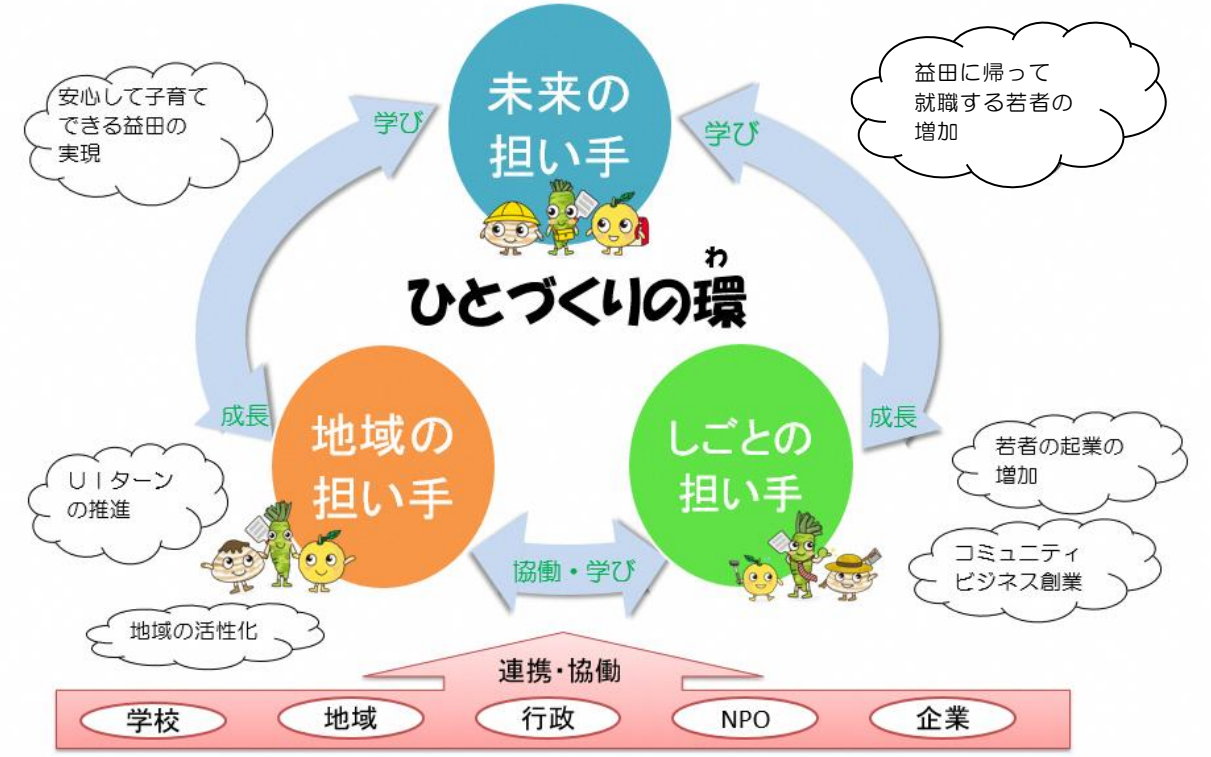

（３）計画の位置付け・他計画との関連

①計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第１０条第２項に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国の「こども大綱」及び島根県が策定する「こども計画」を勘案して本市におけるこども施策を定めるものです。

また、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第９条に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。さらに、「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく「市町村行動計画」、及び貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条第２項に基づく「市町村計画」を内包した、こども・子育て・若者支援に関する総合的な計画として策定するものです。

【こども基本法（第 10 条第 2 項)】

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【子ども・子育て支援法（第 61 条)】

市町村は、基本指針に即して、５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【子ども・若者育成支援推進法（第 9 条第 2 項)】

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第８条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、５年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、５年を１期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条第２項）】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

②他の計画との関連

本計画は、「益田市総合振興計画」を最上位計画、「益田市地域福祉計画」を上位計画とし、「益田市教育ビジョン」、「益田市社会教育推進計画」その他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

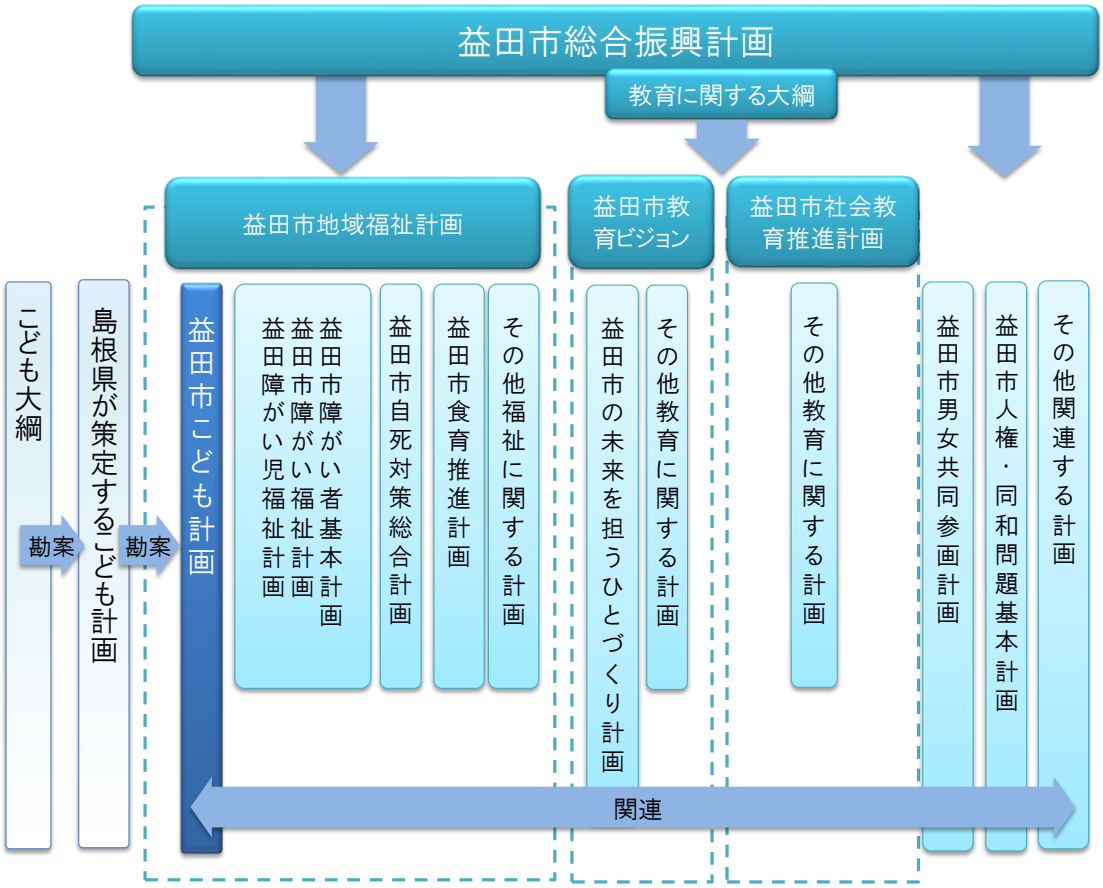

（４）計画の期間

本計画は、2025 年度（令和７年度）から 2029 年度（令和 11 年度)までの５年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

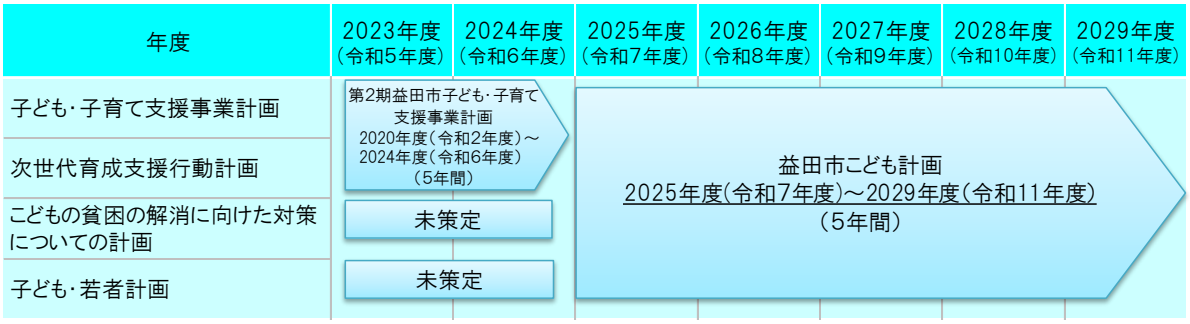

（５）計画の対象

本計画の対象は、本市の、生まれる前から 40 歳未満である者及びその家庭、地域、企業、行政機関等とします。

（６）本計画における「こども」、「子ども」、「若者」の定義及び「こども」の表記について

【こども大綱における「こども」、「若者」の定義】

「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで)、「学童期」（小学生年代)、「思春期」（中学生年代から概ね 18 歳まで)、「青年期」（概ね 18 歳以降から概ね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

【子供・若者育成支援推進大綱における「若者」の定義】

若者は、思春期、青年期（概ね 18 歳から概ね 30 歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者）も対象とする。

【子ども・子育て支援法（第６条)】

この法律において「子ども」とは、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【「こども」の表記について】

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の 2022 年（令和 4 年）9 月 15 日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

上記の定義を踏まえて、本計画における「子ども」は概ね 18 歳までの者、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む 40 歳未満までの者、「こども」は概ね 40 歳未満の者とします。また、国で示された表記方法を準用し、本市においても、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

なお、「こども」と「子ども」、「若者」には重なり合う部分がありますが、特に乳幼児期、学童期、思春期の期間を明確にするために、「子ども」と記載し、青年期全体を含むことを明確にするために、「若者」と記載する場合があります。

2　こども計画の考え方について

1989 年（平成元年）に、子ども（18 歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利の主体であることを明確にした「子どもの権利条約」が国連総会によって採択されました。日本は、1994 年（平成６年）に批准しています。

2022 年（令和４年）６月には、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」に則り、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、2023 年（令和５年）４月に施行されました。

この法律では、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

これらの基本理念に基づき、こども施策を総合的に推進するため、2023 年（令和５年）12 月に、「こども大綱」が定められ、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

本計画は、「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」として、「こども基本法」の基本理念を踏まえて策定するものです。

【こども基本法の基本理念】

１　すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

２　すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

３　すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

４　すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

５　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

６　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、本計画はこども施策の基本方針を定めた「こども大綱」を踏まえています。

【こども大綱～こども施策に関する基本的な方針～】

１　こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

２　こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

３　こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

４　良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

５　若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。

６　施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

【こどもまんなか社会】

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的　・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。